

第 21 期第 3 回神奈川県内水面場管理委員会議事録

日 時 令和 3 年 3 月 22 日 (月) 午後 2 時 00 分から午後 3 時 08 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 5 階 第 5 会議室

議 題

1 指示事項

(1) コイの持ち出しの禁止及び放流等について (資料 1)

2 協議事項

(1) コイの持ち出しの承認基準について (資料 2)

(2) 令和 2 年度増殖実績及び令和 3 年度目標増殖量等について
(酒匂川漁協、早川河川漁協、川崎河川漁協) (資料 3)

3 報告事項

(1) 令和 2 年度目標増殖量等の中間実績について (芦之湖漁協) (資料 4)

(2) 多摩川におけるしじみ採捕の実施報告について (資料 5)

(3) 道志川及び津久井湖におけるわかさぎの採捕禁止に係る委員会指示の
公報登載について (資料 6)

4 その他

(1) 令和 3 年 5 月及び 6 月の委員会開催日程について

(2) その他

[参考資料]

① 山梨県内水面漁場管理委員会指示 (参考資料 1)

② 福岡県内水面漁場管理委員会指示 (参考資料 2)

[配付資料]

・「海生研ニュース」No. 149 号

・「水産神奈川」No. 556 号

・「海の豆知識」Vol. 86

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、細川 孝、本多 菊男
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 石井G L、蓑宮主査

議 事

滝口事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。委員の皆様のお出席状況でございますが、本日は委員 10 名中全員御出席をいただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

議長

(井貫会長)

それでは議長よろしくお願いたします。

それではただいまから第 3 回の委員会を開会します。

本日の委員会におきましても会議時間を短縮するため、事前に事務局から資料が送付されておりますので、事務局なり水産課なりの資料説明は原則省略したいと思っておりますので御協力をお願いいたします。

本日の議題ですが指示事項が 1 件、協議事項が 2 件、報告事項が 3 件、その他となっております。

ではまず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。平田委員、長塚委員よろしくお願いたします。

両委員

(了 承)

議長

それでは議事に入ります。

まず、指示事項 1 の「コイの持ち出しの禁止及び放流等について」を議題といたします。なお、協議事項 1 の「コイの持ち出しの承認基準について」も関連しておりますので、指示事項の 1 と協議事項の 1、一括して議題といたします。

この件につきまして御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

安藤委員

これ初めて発生して以来、年々発生するたびに指定地域を増やしているんですが、指定の地域を外すってことはあるんですか。ちょっとそこを教えてくださいたいんですよ。

水) 蓑宮主査

2 ページ目に今までの発生地点と発生日、指定日を記載してございますけれども、基本としては河川で出たものについて委員会指示の禁止区域から外すということはないですね。改めて今の状況を調査していないので、指定したときから、ずっとキャリアとして残ってるだろうということで指定し続けるという形です。

一方、公園の池とか確実に一回干したりできるような場所、リセットできるようなところに関しては、そういう作業がされれば、養殖池もそうですけれども、指示をしたところでも解除している水域はありますが、一般の水系では一度発生するとそのまま既発生水域になるという状況で続いております。

津谷委員 そうすると何かきっかけがあって、それで調査すると。積極的に一般的に調査しているわけではない。

水) 蓑宮主査 そうですね。コイだけが死んでということで検査をします。ですが、今まで指定した場所で更にコイが死んでもそれはもう1回出ているところということで、改めて検査はしません。新たに発生した事象が起こった時に検査をするという体制になっています。

議長 何かございますか。

津谷委員 少し具体的な指示の内容のお話をさせていただきたいんですけども、最初の持ち出しの禁止の条項を拝見して、「コイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると知事が認めて告示した水域」の後の括弧で「制限する必要がないと知事が認める上流域を除く」という部分が出てくるんですけど、制限する必要がないと知事が認める上流域っていうのは、これ具体的な何か場所の指定があるんでしょうか。

 1番指示内容、(1)持ち出しの禁止の4行目、「コイの遡上が考えられず、制限する必要がないと知事が認める上流域を除く」とってあるんですけども、これ具体的な場所は。指示は外すんでしょうか。ここはそうだよって。

水) 蓑宮主査 具体的な話をすればまず、コイが生息してないような上流域ですと必要がないと認めると。

安藤委員 ちょっといいですか。次のページの禁止区域のナンバー16はこれに該当するということでしょうか。

水) 蓑宮主査 相模川の上流域は除いておりますので、これに当たります。上流域の支流を除くと。コイの生息する場所ではないというところで除いています。

津谷委員 現在はこの指示の部分はですね、この制限する必要がないし、知事が認める地域というのはこの部分だけということなんですかね。

水) 蓑宮主査 そうなります。

津谷委員 引き続きちょっと幾つかこの内容に関してお聞きしたいんですけども、指示内容で(1)が持ち出しの禁止、(2)が放流等の制限、それぞれ規制の仕方が違うんですけども、持ち出しの禁止の方は内水面委員会、この委員会が承認した場合を除き持ち出してはならないという規制の仕方、手続が必要だという規制の仕方をして、放流等の制限の方は特に手続、こちらの委員会の承認等を要しないっていうかたちで規制をしてるんですけども、これは規制の仕方が違うというのは何か理由があるんでしょうか。というのは例えば、東京都の内水面委員会の指示では単純に両方、放流の方もですね、持ち出しの禁止の方も端的に行ってはならない、持ち出してはならないという

規制の仕方をしてまして、埼玉も同じような感じの規定の仕方をしてるんですけども、これ分けた理由が何かあるんでしょうか。

事) 角田代理

持ち出しの禁止に関しましては、次のページで承認基準もあるんですけども、こういった河川の方から環境調査等をする必要があって、どうしても持ち出さざるを得ないような状態が数多く見受けられます。現に例えば、環境調査目的というところで県の環境部局が例えば河川の水質検査を行うために河川の魚をどうしても採捕して試験など行う必要がございますので、そういったようなことも想定してこの承認した場合を付けています。こういった例は他県でも多く見られているところかと思えます。

逆に放流につきましては、こういった要件を満たすような魚をコイを放流するよという事で国の方からも事務連絡が出ておりますので、そのようなこと書いてある内容になっております。

津谷委員

放流等の制限をこの手続で規制するというよりもこの中身、こういうコイを放流しちゃいかんというそういう規制の仕方をするっていうのは国の方からこうするよという言っている。

事) 角田代理

国の方からもこういうような安全の確認をしたコイを放流するよという言うようなことが通知として出ておりました。

水) 蓑宮主査

ちょっと補足します。放流等の制限の方は、各漁業権がある川にほとんどコイが漁業権魚種にされてまして、その放流による増殖が行われてきました。コイヘルペスの発生から25年の免許の切り換えまではずっと水産庁から文書が出されるという状況が続いていて、その文書にも放流する場合はPCRの検査をなさいと言ったような内容で、県から各漁業権者にその通知を出すというかたちで指導しておりました。また、PCRまでできるかたちで種苗が手に入らないっていうことが常態化してきたことから、25年免許以降は増殖指針を改正して産卵場造成によってコイは増殖できるように変えておりますので、漁業権者がPCR検査したコイを放流するっていうことはありません。従いまして、最初に委員会指示を発動した当時はまだ種苗放流が各漁業権者さん主流でやられていたもので、国の指導をそのまま反映するよいうかたちで、放流の場合の制限は既発生水域、未発生水域にかかわらず入れるときは必ず汚染由来のものでないことを検査なさいということで、持ち出し禁止と放流制限が違うかたちの指示内容になっているということです。

津谷委員

私の意見としては、むしろ放流する場合もこういう実態的な内容の要件で、もうあとは勝手にこれ確認したらやっていいよっていう規制の仕方より

も、委員会の承認を要することによって、委員会の承認の基準としてむしろこの具体的に(ア)、(イ)、(ウ)の内容にした方がすっきりするのかなど。手続で規制しちゃったら分かりやすいんじゃないかなと思うんですけど。

事) 角田代理

今、津谷委員の御指摘っていうのはイの放流の制限についてもこういう条件の満たしてるもので、内水面委員会が承認したものじゃないと放流できませんよっていうような文をここにも入れるっていうことですか。

津谷委員

原則としても放流が禁止ということにしてしまって、公共用水面等にコイを放流することは禁止してしまって、例外として内水面委員会が承認した場合は除くと。そして、その内水面委員会の承認の基準としてこの(ア)、(イ)、(ウ)をむしろ持つてくるようなかたちのもの。手続的にはむしろすっきりするのかなど。これをそうしないと、この(ア)、(イ)、(ウ)っていうのを御自分たちで確認しなさいっていうかたちになっちゃいますよね。客観的に確認できたかどうかの検証というのが、それができないことになっちゃうので、そっちの方がいいのかなって気はします。

安藤委員

ちょっと関連してよろしいですか。放流等の制限、今の(ウ)でですね。PCR検査等で陰性が確認されたコイ群に属することっていう規定になってるんですが、これがあると放流の都度、必ずPCR検査をしてその結果を受けて放流するっていうことになるんですが、そういうことでよろしいんでしょうか。

このコイ群っていう言葉もちょっとよく分からないうんですけど。

水) 蓑宮主査

その意味は検査をする個体は鰓を切り落とすため死にます。従って、その群というのは同じ飼育群ということで、検査されたロットは陰性であることが確認された群ということです。

安藤委員

そうすると、今の仕組みでは内水面漁場管理委員会の許可を受ける必要はないんだけど、言われた時にいつでも出せるようにPCR検査陰性の証明なり結果の資料なりを持ってろよっていうことになるんでしょうか。

水) 蓑宮主査

そうなりますね。購入先からそういった検査結果のものを出させて持っているかたちになりますね。一番分かりやすいのが釣り堀とかで、そのコイヘルペスが出たときに原因究明となると、その買って来たところはどこだという話になってきますので、検査で陰性になった安全なコイを買ってきたっていう証明書が付いていたかどうかっていうのは、そこで確認する。その購入先が他県からであれば他県の方にその証明書を出したところを確かめると言ったような作業になってくると思います。

議長

よろしいですか。これは漁協が放流する際の品質管理の問題というような

- かたちで指導してるということですか。
- 水) 蓑宮主査 当初は水産庁の文書を付けて、放流する際にはこういう手順をとりなさいという指導をしてきたと。25年の免許切り換えの時にもう基本的にはなかなかそういったロットを組合の方が用意するのはできなくて、実質放流ができない状態が続いてた。それは増殖を怠る行為にはならないという文書も付けてはいました。新しい免許の時には、実質増殖行為ができない状態だとまずいので、コイに関しては産卵場造成に切り換えていくというかたちをとったので、現在はそのような文書による指導はせずに皆さん産卵場造成で増殖をしていただいているという現状です。
- 議長 よろしいですか。他に何かございますか。
- 津谷委員 承認基準の方について御質問、御意見等ありましたらお願いします。
- 津谷委員 承認基準の方で3番の基準の(1)でこれこれの目的として、知事の許可を受けてコイを採捕する場合っていうのが入ってるんですけど、これは知事の許可を受けるのは、何法の許可の場合を想定してるんでしょうか。どういう法令の。
- 事) 角田代理 知事の許可は、県の調整規則の特別採捕許可を取ってやる場合なんですけれども、今は専ら先ほど申し上げたとおり2番の環境調査の方で県の環境部署からのやつは多いんですが、それを含めまして公的機関等がというところで、今は主に運用がされてると思います。
- 津谷委員 そうするとこの(1)と(2)、これは実質的にはかぶってきちゃうとか。
- 事) 角田代理 かぶるケースもあろうかと思います。大きく分ければ2番目、(2)の方がコイヘルペスの病気の確認の検査、今ちょっと行ってない状態ですけども。そういうものや、県の環境部署等が行う水質検査等に類するもので、それ以外のもので何か特別事情があって採捕したいという場合については(1)というようなことになってくる構成になります。
- 津谷委員 この(2)の方の環境調査等っていうのはKHVの病気の関係の環境調査ではなくて環境調査一般なんですか。
- 事) 角田代理 はい。
- 津谷委員 そうなんですか。
- 事) 角田代理 ここ数年、事例は出てないんですが、ちょっと前まではダイオキシンだとか、そういうような関係での調査があったような記録がありました。
- 安藤委員 よろしいですか。ちょっと私も今のにして思ったんですけど、(1)と(2)をあえて2つ書く必要があるのかなっていうのはすごく感じるんです

ね。2番があればあえて1番、知事の許可を受けてっていうところが何で必要なのかなっていう気がするんですけど。2番さえあれば、公的機関等が試験研究目的として、だけでね、コイを採捕する場合であれば、知事の許可を受けてないっていうのは委員会が許可する基準に別に入らないんですよ。2番がある以上は。

議長 これは特別採捕許可が必要なものについては、特別採捕許可をとっておきなさいよということですね。特別採捕許可の方で言わずもがなだけ。

事) 角田代理 特別採捕許可の中でまず、県の方で試験研究や教育実習で採捕するのも構わないだろうというところが出たものについては委員会として認めますし、重ねてさっきの環境調査等というところがあります。ただ、魚種漁法によって調整規則の方は捕り方の規制等もありますから、ちょっと必ず一緒なのかどうかってのは即答できません。

安藤委員 なんかね、これ1番と2番を読むと何かダブってるなって感じを受けちゃうんですよ。何かすっきりできないのかなあというふうに私も思いました。

津谷委員 この1番の方は特別採捕許可その知事の許可を受ける者を対象にしてると、2番がそれ以外のものなのかなと思ったんですけど、そうでもなさそうなので、何ですかね。

あとはそもそも論として公的機関が例えば、そのKHVの病気の確認検査をする場合、これわざわざ承認に係る必要あるんですかね。これはもう最初から例外にしちゃっていい気がするんですけどね。承認の他県も結構そういうところが多いんですよ。もうここ、そういう場合については、そもそも承認の対象にしてないっていうの結構ありまして、これはいらんんじゃないのかなあ。そうするとその承認基準じゃなくて元の指示の方のもうちょっと変えなきゃいけないけども、KHV病の確認検査と、あと他県であるのはKHVのまん延防止のための対策を実施するような場合、こういうのはもう最初から承認いらないと、勝手にやってくださいという形で指定しているんですけども、その辺の整理も本当はもう一度していただけたらなという気がします。

事) 角田代理 今、委員おっしゃられたようなその採捕の確認の検査ですけども、まだ、今現在特に行われているところはないような状態でございますので、まずとりあえず何か行うってことになれば、一応我々の方としても状況とか把握していくためにはまず、一時的にはうちの方に言っってもらった方がいいのかなあと思います。調査研究なんかにつきましても言っただけの方

がまず、いいのかなという段階かなと私は思っていました。これがさっき申し上げた制限解除に向けたいろんな研究等が進んできて、いろいろと確認の研究、調査だとか、まん延防止に向けた研究がいろいろと本格的に軌道に乗ってくれば、数も増えてくるでしょうし、大体我々の方の状況を把握できますので、その段階でここは外すというようなところで、まず、まだ今、行われてませんので、やってみたらどうかと思います。

またその採捕の仕方について、県の特採の許可は多分漁具漁法によって、県の特採の許可が必要になってくることがあるかと思うんですが、逆にそういうところの網がかぶらないような採捕の方法でやられる場合、全く簡便な方法でやる場合もあるので、そうすると採捕許可にかからない場合もケース的には出てくる可能性もあるので、やはりそこは1、2両方必要なのかなあとはいふふうには思います。まだ、本格的にこの採捕の実績が環境調査以外はあまり多くございませんので、まずは、このように病気の方の確認検査もまだ入れておくと、実績がございませんので、まだ入れとく段階かなと思ったところです。

津谷委員

そうすると、むしろ公的機関がやるそういう行為も把握しておきたいということだったら放流等の制限もね、委員会の承認があるかたちで委員会が把握した方がいいんじゃないですかね、承認手続を通すかたちで言った方が。放流の方の制限が委員会の承諾はいらないですよ。これも委員会が把握するために承諾を要するという手続を踏ませた方がいいんじゃないでしょうか。

事) 角田代理

まず、今のまん延防止というところになってますので、まず、持ち出し制限の持ち出しをきちんとまず制限をしようというところから、今の段階での話ですので、そこをまず一般の方だとか、研究なんかもやりますから、そこを中心にやって、放流の方は先ほど水産課も申し上げたとおり、組合等に放流するような対象になったところについて、きちんと今指導がされてきてますし、定着してきてますので、こういう規制の仕方での今の段階あるのかなと思います。

津谷委員

把握は要するに指導の過程で把握ができてるといふことなんですね。どうかたちで放流がされてるとか。

事) 角田代理

今、先ほど申しましたように、なかなか放流が難しいので、実際は産卵場造成の方で今、後ほどまた増殖計画の方で出てきますけども、そういうような方向に今のかたちの増殖行為になってます。

議長

よろしいですか。他に何かございますか。

安藤委員 ちよつと基本的なことで今更お恥ずかしいんですけど、これ、指定された水域からコイを持ち出すことができないということは例えば、相模川でコイを釣った人が鯉こくを作りたいから持って帰りたいと言う場合、殺して持って帰るわけですけど、それも駄目ということになりますか。

水) 蓑宮主査 基本的には生死を問わず持ち出しは禁止です。

安藤委員 あくまでも死体を市なりが回収する場合だけと、それは書いてありますよね。

水) 蓑宮主査 すいません。他県の委員会指示の中にはですね、食用で採捕する場合はこの限りでないといった文言がある県もありますが、神奈川県の場合はコイを捕って食べるという文化はそれほど一般的ではないのもありまして、基本的にはそこで締めて殺したものであっても持ち出してはいけません。

安藤委員 そうするとですね、さっきの話にちよつと戻っちゃって申し訳ないんですけど、試験場が例えば、現地でコイを採捕して持ち帰るといふようなことがある場合は内水面漁場管理委員会の許可が必要ということになるのでしょうか。

水) 蓑宮主査 承認を受けるってかたちになりますね。

安藤委員 それはこれまでも例がある。

水) 蓑宮主査 内水面試験場に関しては承認をとって持ち帰るといふことは今までしたことないです。環境科学センターの方はダイオキシン調査をずっとやられていて、それはコイを持って帰ってそれを分析しなければならないので、委員会の方に承認を受けてやってきました。最近、その事業自体はないのでやられてないのですが、数年前までは委員会の承認を受けていました。

安藤委員 そうすると、ちよつと気になるのが今までのような特別採捕だとかで環境調査会社がやったり、国がやったりいろんないわゆる一般的な河川の環境調査でコイを捕る場合が結構多いと思うんですけど。その場合、コイを持ち出す以上は必ずこの委員会の許可が必要だということによろしいのでしょうか。

水) 蓑宮主査 はい。ただ、特別採捕許可を出すときにも御説明していますが、環境調査でもその単なる魚類調査とか、水辺の国勢調査などですと採捕してその場で計測してまた、再放流すればそのデータの的に十分というのがありますので、必ずしも持ち帰る必要がある調査ばかりではないので、持ち出す必要がある場合は承認を受けてくださいと、うちの特別採捕許可を出すときにその案内文も入れてコイヘルペスウイルスには委員会のまん延防止がありますという通

知を付けておりますので、必要であればそちらに申請してくることになります。

安藤委員 分かりました。

議長 他に何かございますか。

安藤委員 もう一つこの承認基準というのは、これまでずっとあったんですか。

事) 角田代理 前から作ってありました。

安藤委員 何年ぐらい前から。

事) 角田代理 ちょっと、何年も前からはわかりませんが。

安藤委員 結構前からあるんですね。分かりました。

議長 質疑がないようですので、委員会指示を原案どおり発動し、コイの持ち出しの承認基準については案のとおり定めるということでよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長 では、そのように決めます。

続きまして協議事項の2の「令和2年度増殖実績及び3年度の目標増殖量等について」を議題といたします。

何か御質問、御意見ございますか。

一つずつ、まず、酒匂川漁協の内共第3号についての増殖実績と目標増殖量について、御質問、御意見ありましたらお願いいたします。資料3の1ページ目と2ページ目でございます。

安藤委員 ふなが実績ゼロで、それで現在その放流を予定してる場所が放流できるような状態じゃないということなんですが、これは3年度については回復の見込みはあるんでしょうか。

篠本委員 今おっしゃられたとおりで今のところ実績はありません。見込みとしては今、小田原土木センターとへらの池としてどうするか協議をする予定の飯泉池というのがあり、今までへらぶな池として、たった一つ酒匂川ではへらぶなのワンドとして使われていた場所があります。そのすぐそばを流れる金瀬川という川がありまして、ここは増水するたびに池が氾濫でやられてしまっていて、流木の貯留場みたいになってしまい、利用できなくなり、もうえらい打撃を受けてまして何年か。取水堰で堆積した土砂を毎年決まった量、およそ数万立米なのかな、持ち出している時にその池の端をダンプが出入りするのためにある意味守ってくれるような仮設道路を作るんですけど、それが終わると結局またその池が氾濫のためにやられてしまったと。また他にいい池の場所ができるかという、なかなかそれがなくてですね、今何とかここ数

年その金瀬川という川の流れをですね、少し池にダメージを少なくするような工夫を今しつつあって、ここ2年目で何とか持ちこたえてはいるので、ある意味期待が持てそうだと思います。そこが駄目であったら最終的にふなの放流を、へらぶなに限らずもっと支流等にきんぶなとか、まぶなとかを入れて今までのへらぶなに代わるような工夫をしたらどうかなということは今考えてはおります。以上です。

議長

他に何かございますか。

安藤委員

もう1点教えていただきたいんですが、うなぎの放流でですね、なかなかやっぱ種苗が今、入手困難、特に放流に適したようなサイズのものなかなか手に入らないということで、2年度に関しては平均で約コンマ2グラムぐらい、かなり小型の種苗を放流してるんですが、小田原地区はまあ下なんでね、あれなんですけどね、松田地区にも放流してるんですけど、それは0.2グラムぐらいのを松田地区に放流してるんですか。

篠本委員

今回はそうしました。いわゆるしらすうなぎからちょっと1か月ぐらい経つと黒っぽくなって10センチぐらいになるんですよ。その前までちょっと恥ずかしながらね、養魚場から買ったうなぎがほとんど100%雄だと、そういうことを言われてて、雄を川に入れて増殖行為として果たして機能的なものなのかなと私個人的にちょっと組合理事会に提案して、それよりも天然から捕ったしらすうなぎのものを椿商店というところが仲買人でいらっしゃるんで、そこにちょっと尋ねたら、グラム数は小っちゃいけど6,000尾なら、とりあえず入手できますよということで今回試しにやってみました。ところが数は入れたといえますが、追跡調査というのはなかなか難しくできません。ちょっとかたちを変えて一応、松田地区にも入れました。

安藤委員

はい、新しい考え方でやられたと。

篠本委員

一番危惧しているのは魚種に対する魚礁がだんだん減ってしまうという環境の悪さがあり、いわゆる石倉とか、要はうなぎが生息するような環境が徐々に減ってしまっているのが現実です。また下流域で大学等が今やっているのは下菊川という一番下流側の河川でいわゆる調査等は組合とは関係なく、県と北里大の先生方がやってる場所があります。

安藤委員

そういう新しい知見に基づいてサイズとか放流場所を変えるのは、とてもいいことだと思いますので、ぜひ頑張ってください。

篠本委員

何とか追跡調査の工夫を考えてもみたい。

安藤委員

分かりました。

議長

他に何かございますか。

ないようでしたら酒匂川漁協の内共第3号についての令和2年度の増殖実績を承認して、3年度の目標増殖量を原案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

委員一同
議長

(了 承)

では、そのように決めます。

続きまして、早川河川漁協の内共第4号の令和2年度の増殖実績と3年度の目標増殖量について御質問、御意見がありましたらお願いいたします。資料3の3ページ及び4ページでございます。

安藤委員

にじますとあゆに関してなんですが、大涌谷から出ている沢の合流点のところで硫黄の濁り水が合流点から下に混ざるので、なかなか魚がいないと。そこで放流しないということなんですが、例えば、この減らしてる部分を他の区間に放流するということはなかなかやっぱり支部と支部の関係等もあって難しいんでしょうか。

細川委員

早川は一本川なんで、支流がないんで、須雲川だけなんで。そこには放しているんですけども、他に放すことというのがなかなかできない。

安藤委員

単純な発想で、ここの大涌沢が入ってる区域を除いて、800キロを均等に放流してしまうっていうことはやっぱり難しいんですか。

細川委員

大涌沢が上流の方なんで、上から下まで全部硫黄が回ってしまうと。

安藤委員

湯本の方も。

細川委員

そうです。大涌沢というのが宮城野、中上流ということなんで、それより上流はちょっとあゆを放してるんですけども、水がなくて釣り場にはなかなかならないと。それより下流となると、全部、ほぼ全川その硫黄が小田原河口まで来てしまってるんで。

安藤委員

じゃあ、湯本の近くでもう今は芳しくないと。

細川委員

支流が一本湯本にはあるんですけども、そこには放してるんですけども、早川本川には放してないですね。放してもどっかっちゃうっていうのかな、育たないんで。

安藤委員

そうすると、この100キロ減ったというのは放流対象区域が狭くなるので、減らして放流した方が密度的に適当だとかいう御判断ということですね。

細川委員

そうですね。

安藤委員

分かりました。

議長

他に何かございますか。

ないようでしたら早川河川漁協の内共第4号についての令和2年度増殖実

績を承認して、3年度の目標増殖量を原案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

委員一同
議長

(了 承)

では、そのように決めます。

続きまして川崎河川漁協、内共第12号の令和2年度の増殖績と令和3年度の目標増殖量について、御質問、御意見等お願いします。資料3の5ページ、6ページです。

安藤委員

よろしいですか。すいません。うぐいなんですけども、これ栃木かどっかから買ってくるんですかね、これが去年駄目だったということなんですけど、その後、養魚場さんはもう復活して今年はいけるという見込みなんですか。

議長

情報はありますか。

事) 角田代理

うぐいにつきましては一応両方やるということで、300キロで免許時と同じような状態でやってもらうということで話はついてあるんですけども、どうしても台風の影響でなかなか難しかったり、あるいは購入先の難しい状態もあるので、場合によっては今年も実績としては産卵場造成になる可能性はあろうかなとは思われます。

議長

他に何かございますか。

安藤委員

あと、おいかわの産卵場造成の実績がないんですけども、この理由だともう今後やらないということになるのかなと思うんですけど、それはどうなんですか。

事) 角田代理

ここ川崎河川につきましてはおいかわだけではなく、全般的なことなんですけども、なかなか経営的な部分だとか、あるいは組合員さんを減少だとかありまして、なかなか財力的にも人的な部分についても、かなり厳しい状態だということで、いろいろと増殖の目標についても少し実態に即した形にしてみたいなという話もここ1年出てきているところではございました。ただ、ここで増殖目標を減らすっていうにしてもどこまでできるんだという話もあったり、なかなかここで減らしてしまうとそこがある意味は逆にアップになって、それすらもなかなか厳しい状態になってきてしまうので、とにかく当初漁業権の設定の時に設定した目標についてはまず、いろんな河川の状態の状況だとかもあるのは分かるけれども、できるように現地でまず努力をしてもらいたいというようなところで、まず目標として置かさせていただいておいてもらって、組合の中できちんと議論をして、もちろんできるような努力をしてもらいたいというところで話をしているところでございます。

ただなかなかここ1、2年そうは言っても予定どおりの数量にならないところがありまして、それにまたさらに台風などは加味しているというような状況でございます。

安藤委員

もう1点、うなぎがゼロなんですけど。理由が高値のためというのは確かにそのとおりだと思うんですが、ゼロっていうのはどうなんですかね。高いなら割合、割り算して量を減らすとか、なんかそういうことはできないんですかねこれ。それと同時にそこでも使わないし、おいかわの産卵場も止めて、たとえ遊漁料は減ってるとしてもコストは減ってると思うので、ふなの産卵場のところにある費用の捻出ができないっていうのがあるんですけど、うなぎの購入費とかそういうのが、どうしてもしょうがなければ、ふなの購入費にも回るとかそういうことはないんですかね。

事) 角田代理

令和2年度の実績だとそのやりくりまではできなかったようでございます。今のお話、最もな話だと思います。全体としてのやりくりをして、ちょっと減らすことぐらい、少し調整等しながらやれば、余地があるのかなというのはこれまでもお話をさしてもらった上で、その上で令和3年度増殖量も今までと同じ額で置かしてもらいたいと。そういうのは話をして今日ここで案をお示ししてるような状態です。

安藤委員

遊漁料の減収とか、あと組合員の高齢化とかそういう状況は大変よくわかるんですけど、この結果の数値だけ、或いは理由だけ見ると大変だろうけど、もうちょっと頑張って欲しいなっていう気がしますので、その辺よろしくお願いします。

事) 角田代理

組合の方にその旨を話させていただきます。

議長

東京都側は何か関係ないですか。

事) 角田代理

東京側でのやりとりは、ちょっと聞いておりませんでした。

議長

川崎河川漁協が頑張ってくれないと、東京側から文句がでるんじゃないかということで。そんな関係もありそうな気がしますので、よろしく御指導をお願いします。

他にありますか。無いようでしたら川崎河川漁協の内共第12号の令和2年度増殖実績を承認し、3年度の目標増殖量を原案のとおり決定するというところでよろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

では、そのように決させていただきます。

では、最後に資料3の7ページの令和3年度の目標増殖量等の公告案についてですが、原案どおり県の公報で掲載すると、公示するというところでよろ

しゅうございますか。

委員一同 (了 承)

では、そのように決しさせていただきます。

では、続きまして報告事項1の「芦之湖漁協の令和2年度目標増殖量等中間実績について」を議題とします。

何か御質問、御意見等ありましたらお願いします。

安藤委員 オオクチバスの種苗購入先として安川屋さん、これはどういう業者さんですか。

平田委員 ここはオオクチバスを専門に養殖をしている外国から種苗を買って、それを育てているみたいなんですよ。よその河川から持ち出しも禁止になってますし、購入ができませんので、今までは産卵場造成でここ何年かずっとそれで増殖をしていたんですが、こういう購入先が見つかったということで数年前からこちらから購入させていただいてます。

安藤委員 ということは、今現在でも外国からオオクチバスの種苗を持ち込んで国内で養殖すると、環境省の許可がいるのかな、それは可能だということなんですね。

水) 蓑宮主査 外来生物法の所管ではないので、外国から持ってこられるかどうかというのはちょっとわからないですけども使用等許可もちろん芦之湖さんも蛭川の施設は使用許可をとっていて、要は入ってくるもの、出てくるものを必ず報告するというかたちで、許可はそう簡単ではないと思いますけど、取れるのですね。ただその栃木県のこの会社がどのような許可になっているかわからないのですけども。やれるところはかなり限られているので、芦ノ湖にしても河口湖にしても、オオクチバスが漁業権に設定されている数少ない湖は今購入できる場所としてはここだけだと思います。

安藤委員 ちょっと調べるとなまず屋さんっていうのがあって、なまず屋さんっていうところはユーチューブでも随分、映像が上がってて、様子がわかるんですけど、この安川屋さんというのはどうしても分からなかったんですよ。それでちょっと何か御存知かなと思ってお聞きしてみたんですけど。

平田委員 ちゃんと持ち帰って、また理事会で聞いてみます。

議長 他に何かございますか。

ないようでしたら報告事項ということもありますし、御了承いただくという事でよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長 では、次に報告事項2の「多摩川におけるしじみ採捕の実施報告につい

て」

を議題とします。

何か御質問ございますか。よろしゅうございますね。

委員一同

(了 承)

議長

では、報告ということで了承したいと思います。

では、続きまして報告事項3の「道志川及び津久井湖におけるわかさぎの採捕禁止に係る委員会指示の公報登載について」を議題といたします。

何か補足なり、前回委員会の説明がございますか。

事) 角田代理

1月の委員会で承認いただいた道志川と津久井湖のわかさぎの採捕禁止の委員会指示の公報登載に関連しまして、1月の委員会で何点か質問いただいておりますので、この場でお答えさせていただきたいと思います。全部で4点ほどいただいておりますので、口頭で恐縮ですがさせていただきます。

まず1点目は、この道志川の委員会の指示では、当委員会が必要と認めた場合には採捕できるという適用除外の規定がありませんが、例えば多摩川のしじみ採捕制限のように、国土交通省が試験や調査のために、この時期にわかさぎを採捕したいと申出があった場合にはどうするのかという質問がございました。今、多摩川で実施している環境調査は、現行指示では認められないということですが、考え方の整理として、この指示につきましては、非常に短期間で、一定区域のみの採捕の禁止をし、わかさぎの産卵場所を保護しようというものでございますので、この指示ではこの状況ではその時期を外していただくということで、採捕禁止の適用除外をするのは、今の段階では必要ないのかなと考えております。

なお、国土交通省がその際に、試験を行うとする場合ということで、環境調査ではない場合については、それがワカサギ資源の増殖につながるかどうか内容次第でございますので、それは前回もお答えしましたが、委員会でまた御相談させていただきたいと考えます。

二つ目でございますが、当該指示の発動を要望している団体として、現在は津久井の遊船協会だけですが、平成15年までは相模川漁連も加わっております。平成16年からは相模川漁連が外れて、遊船協会が単独で要望するようになりました。また、ウグイやオイカワも対象魚種から外れている件に関しまして、その経緯について質問がございました。

平成15年16年の議事録を確認したのですが、相模川漁連やウグイ、オイカワが外れた理由について、記載がございませんでした。

そこで漁連の関係者の方にも確認をしたのですが、ちょっとはっきりした

ところはわからなくて、おそらく漁業権があった当時、道志川はもともと津久井漁協の管内でいろんな面で協力、例えば、放流事業だとか、カワウの追い払い等のつき合いの中で、連名になったのではないかなというところがございます、ちょっとはっきりしないところがございます。

三つ目の質問は、津久井湖のように共同漁業権がないところに指示を出すというのはレアケースなのかという御質問がありました。

各県の委員会指示を確認したところ、レアケースではないようです。具体的には、外来種のキャッチアンドリリースの禁止だとか、今回議論いただいたコイの持ち出し等というのは、漁業権には関係なく規制をかけるものですし、また、非常に数が少なくて、絶滅の恐れがあり、特に資源保護が必要な魚種について、地元市町村からの要望を受けて、採捕を制限したり、あるいは共同漁業権が設定されている河川に繋がるちょっと上流の部分が産卵場所になっていて、そこに漁業権がないという場合、その漁業権者の要望で漁業権魚種の採捕を禁止するというようなものがございます。

ただ、すべての委員会指示とこれまでの経緯を確認したわけではないのですが、やはり津久井湖のように特定の団体からの要望で発動しているケースというのは見当たりませんでした。

最後に、それに関係しまして、相模湖でも同様のワカサギの指示が出ていて、その指示がなくなった経過について、御質問がありました。この相模湖の指示は、最初の発動は昭和 39 年で、当時の要望者は相模湖町と藤野町でした。その後、ボート関係者等の集まりである相模湖魚族委員会というのが加わりました。指示の目的は、津久井湖と同様わかさぎ資源の確保で、指示内容も相模湖でわかさぎの産卵エリアとなっている地域で一定期間採捕を禁止するというものでした。

経過は、相模湖でも自然産卵や購入した卵を放流するだけではなく、相模湖魚族委員会が人工ふ化放流なども行って増殖してきたのですけれども、その禁止区域の側に砂利採取場があって、これがかなり漁場には悪影響を及ぼしていたのですが、その廃止もあって、大分漁場環境も良くなり、産卵場も安定してきて、昭和 62 年からは人工ふ化放流を止めていました。その後、わかさぎの採捕禁止の活動や地元の要望の取りまとめなどを熱心にやっていた方が、お亡くなりになったということで、地元の方でそういった体制が取れなくなったということで、平成 6 年を最後にそれ以降の要望書が出なくなったという経緯がございました。現地としては、採捕の禁止の指示がなくても、砂利の採取場などがなくなったことで産卵場としては問題な

いというような判断があつて、最終的には要望が出なくなったというような経緯だったそうでございます。

長くなりましたが、御質問いただいた点は、以上でございます。

議長

第1回、1月の委員会の宿題となっておりました4点について、何かございますか。

安藤委員

それに関連してなんですけど、委員会指示をして、津久井湖の遊船協会さん、相当な努力をしているようです。技術的にも労力的にもかなりかけて、相当な努力をして、結果的に津久井湖の釣果なんていうのはどの位釣れているのか見てみますと、以前私が知っているよりは相当多くのワカサギが釣れているようです。そういう意味では、ボート屋さんの商売だけじゃなくて、多くの県民の方が津久井湖を有効に利用できているのかなと思いますので、この津久井湖に関する委員会指示は有効に機能しているのかなというふうに私は思いました。

議長

ありがとうございます。わかる範囲の説明がありましたが、何か御質問ありますでしょうか。よろしゅうございますか。

事務局、御苦労さまでした。

それでは本日の委員会はこれで閉会いたします。